

傍聴者からの質問に対する回答(未回答分)【県回答】

※項目の○数字は質問項目番号

住民の意見	県回答
⑤最終処分場の基準	
<p>・施設構造が安全だとしても、処理水等の検査頻度が少なすぎる。毎日検査を行うべきではないか。</p>	<p>・本事業では、法令に基づき県が立入検査を行うとともに、事業者自らも自主基準として法令基準より多い測定頻度を計画しています。(放流水2回/年 等)</p>
⑨放射性廃棄物の搬入の懸念	
<p>・原発廃炉の低レベル放射性廃棄物が産廃として持ち込まれる可能性がある。8,000Bq/kg は国際的基準の何十倍である。この点はいかがでしょう。</p>	<p>・原発の低レベル放射性廃棄物は原子炉等規制法等で規制されており、廃棄物処理法の産廃として処理することはできず、持ち込まれることはないものと考えています。</p>
⑫近隣の水源地汚染の懸念	
<p>・福井水源地方面へ地下水が流れる可能性は否定できないとする吉谷鳥大名教授の指摘の妥当性について検討すること。</p> <p>・地下水について心配しているのに地下水の専門家欠席の会議に意味があるのか。又は別に地下水については検討されるのか。</p>	<p>・地下水汚染についての意見は、「⑫遮水シートが破れて汚染水が漏れることにより、近隣の水源地が汚染される」という内容で検討項目に含まれており、2月23日の専門家会議でも、地下水への影響に関し、基準に従った構造と運用がなされることで、浸出水が埋立地外に漏れ出す可能性は大変低いとの専門家の一定の見解が得られたものと考えています。</p>
⑰その他	
<p>・「廃棄物最終処分場指針解説」には産廃処分場は「水源地の上流には設置しない」とあります。事業センターはこの条件を堅持していると表明していますが、鳥取県の見解も同様でしょうか。</p>	<p>・「廃棄物最終処分場指針解説」については、県で定めたものではないため、県として見解を述べる立場にないと考えています。県としては、廃棄物処理法や県指針に基づき、基準への適合性を判断することとなります。</p>
<p>・資料5に「専門家1」「専門家2」とありますが、これは誰の見解ですか。資料の中の「専門家1」すべて、同じ方ですか。資料の中の「専門家2」すべて、同じ方ですか。専門家の見解を記すのに、なぜ匿名にするのですか。</p>	<p>・事前に専門家から頂いた御意見を会議当日に議論して頂くため、便宜上整理したものであり、会議では実際に見解を述べた専門家から解説を頂いています。</p>
<p>・⑨の「専門家1」見解の中で「燃えがらは鳥取県内の焼却施設で焼却した残渣であるので、震災の影響はないと考えられている」とありますが、焼却対象とする廃棄物は県外のものを含む可能性があるのでは、このようには言い切れないのではないですか。</p> <p>・(放射性物質に関連して)環境管理事業センターは「放射性物質は受け入れない」と言っていますが、これは、条例、要綱等、県として何らかの規制を策定するのですか。</p>	<p>・原発の低レベル放射性廃棄物は原子炉等規制法等で規制されており、廃棄物処理法の産廃として処理することはできず、持ち込まれることはないものと考えています。</p>
<p>・事業センターは、持ち込まないとする「放射性物質」の定義を示していません。事業センターがいう「放射性物質」を、県としてはどのようなものと捉えているのですか。</p>	<p>・廃棄物処理法で取り扱うことができない放射性物質を指すものと考えています。</p>
<p>・事業センターは、搬入時、放射性物質の測定をしていますが、その方法等が事業計画等では明示されていません。これでは、「放射性物質を受け入れない」と言うことが担保されないと思いますが、県の見解をお知らせ下さい。</p>	<p>・本事業計画では、搬入時の測定の他、事前検査やマニフェストによる確認等を組み合わせることにより、放射性物質の搬入チェック体制を担保することとされており、県は法令手続の審査や稼働後の立入検査等で確認していくこととなります。</p>
<p>・島根原発1号機の廃炉作業によって生じる「廃</p>	<p>・原子力発電所から発生した放射性廃棄物の処理に当た</p>

<p>棄物」は、一切、計画されている処分場には持ち込まれることはないかと理解していいですか。もしそうであるなら、それが担保される根拠をお示し下さい。</p>	<p>っては、国が責任を持って原子炉等規制法に基づく廃棄物処理法の許可を得た事業者が行うこととされており、廃棄物処理法の廃棄物処理体系とは異なることから、廃棄物処理法の最終処分場にこれらの廃棄物が持ち込まれることはないものと考えています。</p>
<p>・⑭の県の見解で「見かけ上の数値が報告されたものとする」とありますが、もう少し具体的に説明をお願いします。</p>	<p>・P R T R法の報告基準として、定量下限値未満であっても定量下限値の1/2の値を報告することとされていることから、定量下限値未満でも「見かけ上の数値」が報告されるケースがあることを示したものです。</p>
<p>・⑮の県の見解で「周辺に影響があるとは認められないことが判決で確定している（H23.4.26）」とありますが、判決文等、これに関する資料の提供をお願いします。</p>	<p>・以下のHPに掲載されています。 http://www.tama-junkankumiai.com/public/trial/fixation.html http://www.tama-junkankumiai.com/public/union/details/vol_39/vol_39.pdf</p>
<p>・当日、委員の北村義信氏は欠席されていました。北村氏からの専門的、科学的見地からのご意見は、何時どのような方法でいただくのでしょうか。</p>	<p>・これまでに地元関係者から寄せられている法令基準そのものに対する不安や一般的な疑問については、2月23日の専門家会議で、地下水への影響に関し、専門家の一定の見解が得られたものと考えています。</p>
<p>・16の論点の中に計画されている処分場下を流れる地下水の流れる方向に関してのものが含まれていませんでしたが、これは、地元住民の大きな関心事でもあり、米子市もその点の議論を注視するということですが、これに関しての議論を専門家会議でいつ行うのですか。</p>	<p>・「⑫遮水シートが破れて汚染水が漏れることにより、近隣の水源地が汚染される」という内容で検討項目に含まれており、専門家からも、遮水シートやベントナイト混合土による多重遮水工による対策が講じられているため、周辺を汚染すると言うことは考え難いとの見解が示されています。なお、今後は条例手続の廃棄物審議会の中で、センターの見解の合理性等について御確認いただくことを考えています。</p>